

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」 第11回会合

## 検討資料

### <目次>

○ 検討のフロー	…	1
○ 実現する放送の基本的枠組み	…	2
○ 実現するサービスへの周波数の 割当イメージ	…	3
○ 「制度の検討」		
ア 参入の枠組み、規律	…	4
イ 事業の規律	…	12

# 検討のフロー

## 技術面での検討

## 制度面での検討

①

項目	具体例
割当周波数帯域幅の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスに要する割当周波数帯域幅</li> <li>●V-LOW、V-HIGH別の割当方針</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定するサービスごとの割当可能周波数帯域幅の試算</li> <li>・事業者の数</li> <li>・V-LOW、V-HIGHの特性等</li> </ul>

項目	具体例
サービスの概要の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実現する放送の基本的枠組み</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念</li> <li>・サービス内容</li> <li>・性格(基幹、非基幹)</li> <li>・放送対象地域(全国、地方ブロック、コミュニティ等)</li> <li>・あまねく受信義務の扱い</li> <li>・アナログラジオとの関係</li> <li>・ビジネスモデル</li> </ul>

## 技術方式の検討

③

●制度化する技術基準	・候補となる技術基準間の異同
------------	----------------

④

●一の標準方式の決定の是非	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準方式の意義</li> <li>・複数の方式が併存するメリット、デメリット</li> </ul>
---------------	---

●一の標準方式の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○判断要素の確定</li> <li>○判断要素ごとの検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準</li> <li>・周波数の効率的利用</li> <li>・サービスの高度化、多様化の実現性</li> <li>・送信ネットワーク費用</li> <li>・受信機の費用</li> <li>・国際競争力の強化への寄与</li> <li>・その他</li> </ul> </li> </ul>
------------	---

②

効率的枠組の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周波数割当計画の決定方法</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来(国が具体的内容を定める)と、事業者に委ねる方法(認定計画の適用)</li> <li>・認定計画において担保すべき事項</li> </ul>

⑤

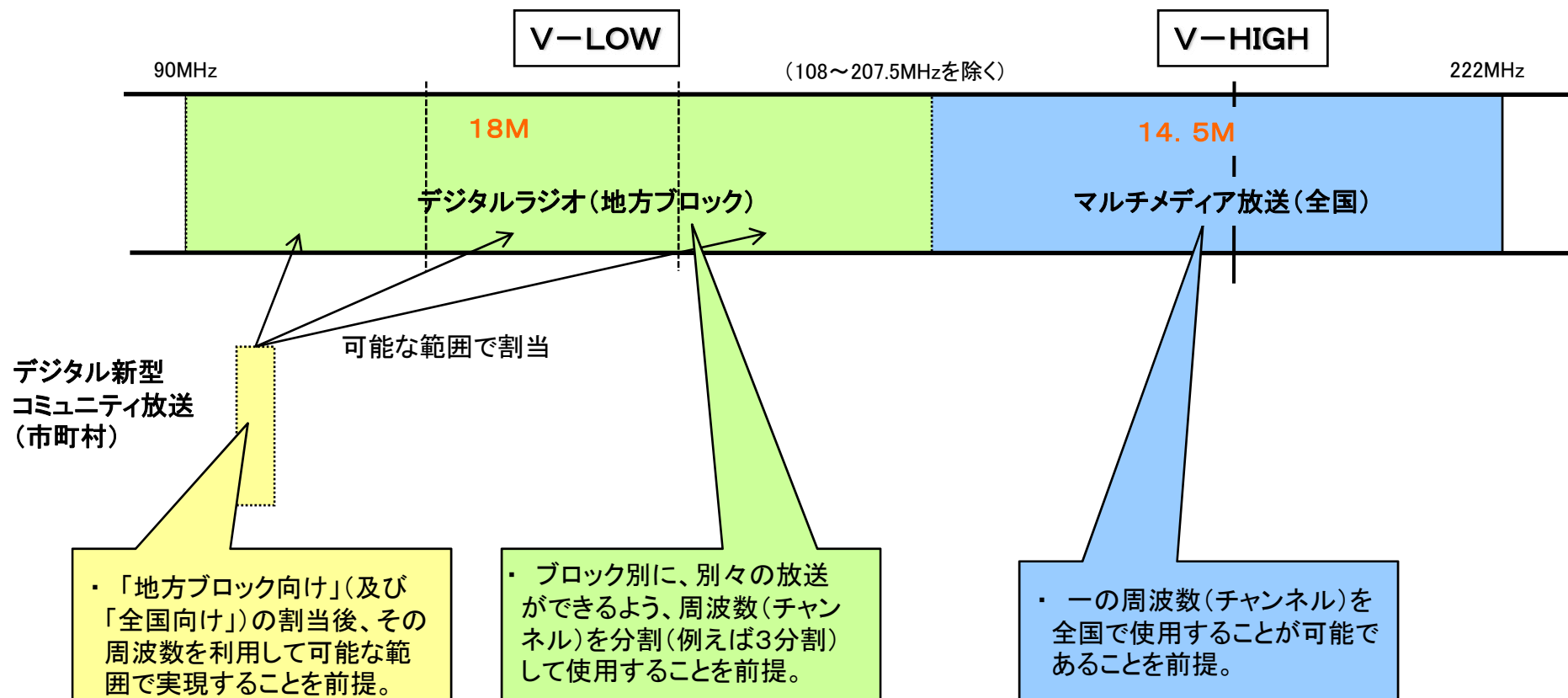
参入の枠組み、規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参入の形態</li> <li>●集中排除原則</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード・ソフトの在り方</li> <li>・チャンネルリース制度</li> <li>・アナログラジオとの関係</li> </ul>
事業の規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>●番組規律</li> <li>●PF規律</li> <li>●その他</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番組準則、調和原則</li> <li>・認証、課金の在り方</li> </ul>

(注) ⑤・・・今回議論(①～④)・・・前回議論

# 実現する放送の基本的枠組み

実現する放送	デジタル新型コミュニティ放送	地方ブロック向けデジタルラジオ放送	全国向けマルチメディア放送																																																												
<b>制度化の理念</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域振興」「地域情報の確保」</li> <li>●「地域文化・地域社会への貢献」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域振興」「地域情報の確保」</li> <li>●「地域文化・地域社会への貢献」</li> <li>●「既存ラジオのノウハウの活用」</li> <li>●「通信・放送融合型サービスの実現」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際競争力の強化」</li> <li>●「産業の振興」</li> <li>●「コンテンツ市場の振興」</li> <li>●「通信・放送融合型サービスの実現」</li> <li>●「新たな文化の創造」</li> <li>●携帯端末向け放送サービスの先導的役割</li> </ul>																																																												
<b>ビジネスモデルのイメージ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域ごとの情報伝達手段</li> <li>●アナログコミュニティ放送のデジタル版</li> <li>●自治体やCATVとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方ブロックマーケットの多チャンネルサービス</li> <li>●「全国向け放送」の対抗軸（「地方ブロック」同士の連携等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国マーケットの多様な多チャンネルサービス</li> <li>●携帯電話サービスとの連携</li> <li>●骨太なビジネスモデル</li> <li>●新たな公共的役割（コンテンツ振興、地域情報の全国発信、「外国人向け」等）</li> </ul>																																																												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="84 1019 265 1068">料金</td> <td data-bbox="271 1019 845 1068">無料放送中心</td> <td data-bbox="851 1019 1435 1068">無料放送・有料放送</td> <td data-bbox="1442 1019 2026 1068">有料放送中心</td> </tr> <tr> <td data-bbox="84 1072 265 1153">受信エリア</td> <td data-bbox="271 1072 845 1153">電波の届く限り</td> <td data-bbox="851 1072 1435 1153">FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）</td> <td data-bbox="1442 1072 2026 1153">できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="84 1158 265 1405" rowspan="2">サービス内容</td> <td data-bbox="271 1158 845 1206">リアルタイム</td> <td data-bbox="851 1158 1435 1206">リアルタイム中心（ダウンロードもあり）</td> <td data-bbox="1442 1158 2026 1206">リアルタイム・ダウンロード</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1210 845 1405">音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等</td> <td data-bbox="851 1210 1435 1405">音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等</td> <td data-bbox="1442 1210 2026 1405">マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）</td> </tr> </table>	料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心	受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）	サービス内容	リアルタイム	リアルタイム中心（ダウンロードもあり）	リアルタイム・ダウンロード	音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等	音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="84 1019 265 1068">料金</td> <td data-bbox="271 1019 845 1068">無料放送中心</td> <td data-bbox="851 1019 1435 1068">無料放送・有料放送</td> <td data-bbox="1442 1019 2026 1068">有料放送中心</td> </tr> <tr> <td data-bbox="84 1072 265 1153">受信エリア</td> <td data-bbox="271 1072 845 1153">電波の届く限り</td> <td data-bbox="851 1072 1435 1153">FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）</td> <td data-bbox="1442 1072 2026 1153">できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="84 1158 265 1405" rowspan="2">サービス内容</td> <td data-bbox="271 1158 845 1206">リアルタイム</td> <td data-bbox="851 1158 1435 1206">リアルタイム中心（ダウンロードもあり）</td> <td data-bbox="1442 1158 2026 1206">リアルタイム・ダウンロード</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1210 845 1405">音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等</td> <td data-bbox="851 1210 1435 1405">音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等</td> <td data-bbox="1442 1210 2026 1405">マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）</td> </tr> </table>	料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心	受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）	サービス内容	リアルタイム	リアルタイム中心（ダウンロードもあり）	リアルタイム・ダウンロード	音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等	音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="84 1019 265 1068">料金</td> <td data-bbox="271 1019 845 1068">無料放送中心</td> <td data-bbox="851 1019 1435 1068">無料放送・有料放送</td> <td data-bbox="1442 1019 2026 1068">有料放送中心</td> </tr> <tr> <td data-bbox="84 1072 265 1153">受信エリア</td> <td data-bbox="271 1072 845 1153">電波の届く限り</td> <td data-bbox="851 1072 1435 1153">FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）</td> <td data-bbox="1442 1072 2026 1153">できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="84 1158 265 1405" rowspan="2">サービス内容</td> <td data-bbox="271 1158 845 1206">リアルタイム</td> <td data-bbox="851 1158 1435 1206">リアルタイム中心（ダウンロードもあり）</td> <td data-bbox="1442 1158 2026 1206">リアルタイム・ダウンロード</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1210 845 1405">音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等</td> <td data-bbox="851 1210 1435 1405">音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等</td> <td data-bbox="1442 1210 2026 1405">マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）</td> </tr> </table>	料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心	受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）	サービス内容	リアルタイム	リアルタイム中心（ダウンロードもあり）	リアルタイム・ダウンロード	音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等	音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="84 1019 265 1068">料金</td> <td data-bbox="271 1019 845 1068">無料放送中心</td> <td data-bbox="851 1019 1435 1068">無料放送・有料放送</td> <td data-bbox="1442 1019 2026 1068">有料放送中心</td> </tr> <tr> <td data-bbox="84 1072 265 1153">受信エリア</td> <td data-bbox="271 1072 845 1153">電波の届く限り</td> <td data-bbox="851 1072 1435 1153">FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）</td> <td data-bbox="1442 1072 2026 1153">できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="84 1158 265 1405" rowspan="2">サービス内容</td> <td data-bbox="271 1158 845 1206">リアルタイム</td> <td data-bbox="851 1158 1435 1206">リアルタイム中心（ダウンロードもあり）</td> <td data-bbox="1442 1158 2026 1206">リアルタイム・ダウンロード</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1210 845 1405">音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等</td> <td data-bbox="851 1210 1435 1405">音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等</td> <td data-bbox="1442 1210 2026 1405">マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）</td> </tr> </table>	料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心	受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）	サービス内容	リアルタイム	リアルタイム中心（ダウンロードもあり）	リアルタイム・ダウンロード	音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等	音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）
料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心																																																												
受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）																																																												
サービス内容	リアルタイム	リアルタイム中心（ダウンロードもあり）	リアルタイム・ダウンロード																																																												
	音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等	音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）																																																												
料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心																																																												
受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）																																																												
サービス内容	リアルタイム	リアルタイム中心（ダウンロードもあり）	リアルタイム・ダウンロード																																																												
	音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等	音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）																																																												
料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心																																																												
受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）																																																												
サービス内容	リアルタイム	リアルタイム中心（ダウンロードもあり）	リアルタイム・ダウンロード																																																												
	音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等	音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）																																																												
料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心																																																												
受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	できればFM程度 （例えば5年以内の実現を目標）																																																												
サービス内容	リアルタイム	リアルタイム中心（ダウンロードもあり）	リアルタイム・ダウンロード																																																												
	音声中心（映像あり）  ・地域情報中心 ・災害時放送等	音声・映像・テキスト 等  ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	マルチメディア  ・専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・従来の放送にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等）																																																												

# 実現するサービスへの周波数の割り当てイメージ



ハードへの参入	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方ブロックごとに、1又は複数进行想定。(地域連携による参入や、1社による参入も可。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国で、1又は複数进行想定。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方ブロック別サービスを必須。一定のチャンネル容量を「全国向け」サービスに用いることは事業者の自主的判断により可能。また、事業者の自主的判断により、「県域向け」サービスに用いることについては相当の制約があるが、完全に否定されるものではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国向けサービスを必須。一定のチャンネル容量を、事業者の自主判断により、「地方ブロック」向けに用いることについては、相当の制約があるが、完全に否定されるものではない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての地方ブロックに割り当てることできなかった場合には、「地方ブロック向け」を「全国向け」に改めた上で再度参入を募集する方法等も考えられる。</li> </ul>	

## ⑤—1

### 「制度の検討」

#### ア 参入の枠組み、規律

---

# 参入の基本的枠組み(いわゆるハードとソフト)

- マルチメディア放送サービスの制度設計については、参入の基本的枠組みとして、①ソフト事業の在り方、②ハード事業の在り方、を検討する必要がある。
- 「全国向け」と「地方ブロック向け」は、ビジネスモデルのイメージ等が異なることから、それぞれ別の市場として検討すべきであり、また、検討は、実際の「放送」サービスを構成する「ソフト事業」から行うべきである。

## ① ソフト事業の在り方

		地方ブロック向け放送	全国向け放送
前回までの議論	割り当てる周波数帯域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数波に分割してブロックごとの放送をすることを前提に、V-L OWの18MHzを、小分けして又は全国で、1又は複数のハード事業者に割当て。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1波で全国をカバーすることを前提として、V-HIGHの14.5MHzを、1又は複数のハード事業者に割当て。</li> </ul>
	1事業者による1地域当たりの帯域幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>全国向け放送</u>」(5M程度以上)を超えない範囲で、事業者の任意とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>安定的なサービス提供を可能とする</u>」等のため、<u>1事業者当たり5M程度以上</u>を前提とする。</li> </ul>

勘案要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多チャンネルサービスのメリットを生かす等のため、1の事業者に対して、相当程度のチャンネルの「編成権」(それらのチャンネルの「編集権」を含む)を与えるべきではないか。</li> <li>・ ①「放送」による表現の自由ができるだけ多くの者に享有されるようにすること、②ソフト間での競争環境を確保することが必要ではないか。</li> </ul>
------	--

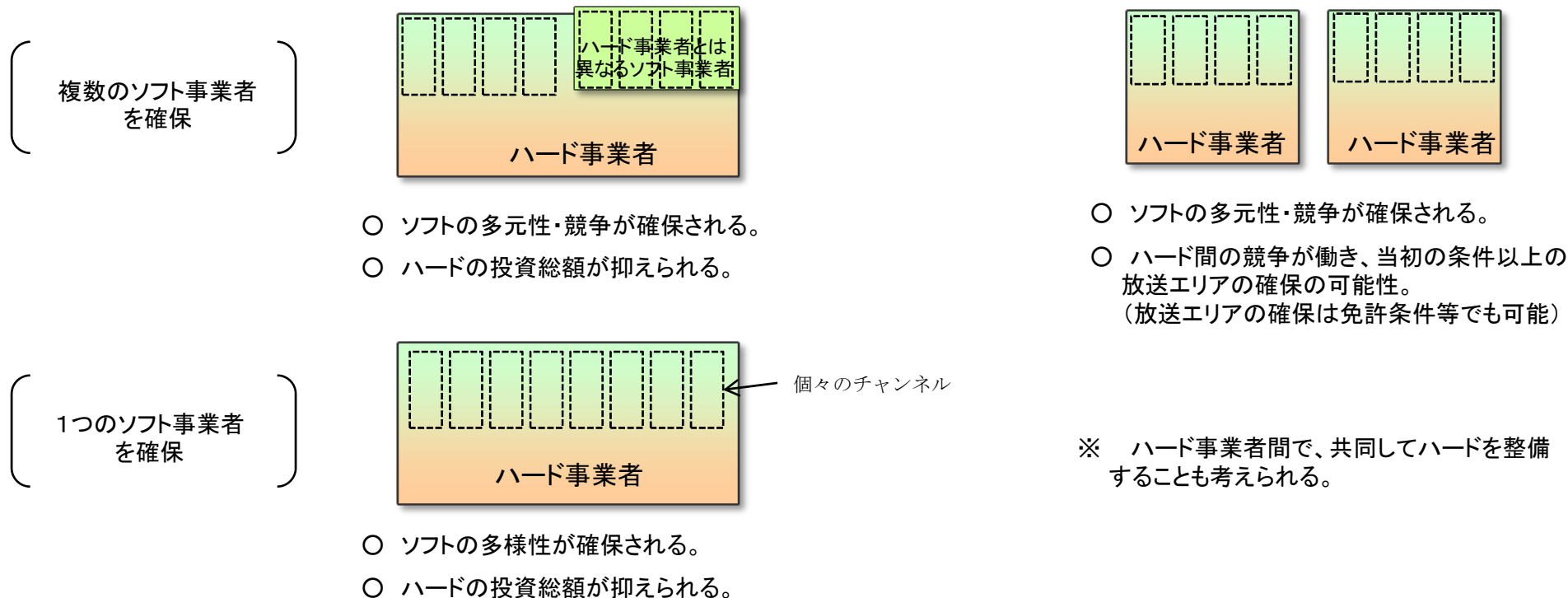
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>複数のチャンネルの「編成権」を有する事業者を確保すべきではないか。</b></li> <li>・ ただし、「地方ブロック向け放送」は、               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 分割する波の数により地域ごとに実現される放送の帯域が影響されること、</li> <li>－ 既存のラジオ事業者の連携した参入希望が見込まれるところ、現実的な参入の形態に沿って考えるべきこと、</li> </ul>               等から、詳細は、今後免許等の方針の決定までに検討を進めるべきではないか。             </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ V-HIGHの帯域幅が14.5MHzあることを踏まえて、<b>相当のチャンネル(5MHz程度の帯域幅に相当するチャンネル)の「編成権」を有する事業者を確保すべきではないか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ V-HIGHの帯域幅が14.5MHzあることを踏まえれば、1事業者当たり5~6MHzであれば2事業者確保可能。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加えて、他者にチャンネルを使わせる制度を検討すべきではないか。</li> </ul>	

## ② ハード事業の在り方

地方ブロック向け放送	全国向け放送
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ハードを整備する事業者は、ソフト事業者になれるようにすべきではないか。</u>            ← ハード投資のインセンティブ確保のためには、ハード事業者が主体的に使えるチャンネルを確保することが必要。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ソフト事業者が1の場合には、ハード事業者も1となる。</u></li> <li>・ <u>ソフト事業者が2以上の場合、ハード事業者は1の場合及び2以上の場合</u>が考えられる。            ← ハード事業者が1であっても、必要な世帯普及率は免許条件等で確保可能。ただし、ソフト事業者間の公正な競争条件の確保が前提。</li> </ul>	

(注) 「地方ブロック向け」の具体的な参入形態としては、例えば参入希望者が共同で出資した会社がハード事業者となり、事実上参入希望者が番組提供事業者となるスキームも考えられる。

[参考]



## 【①表現の自由享有基準】

放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、放送事業者等は他の放送事業者を「支配」できないとする規律。

放送局等



## 【②外資規制】

電波利用の国内優先、放送の持つ社会的影響力にかんがみ、外国人等による放送局への出資を制約する規律。

外国人等



## 【③携帯電話事業者との関係】

特定の携帯電話事業者のみが影響力を及ぼすことがないように、携帯電話事業者の出資を制約するか？

携帯電話事業者

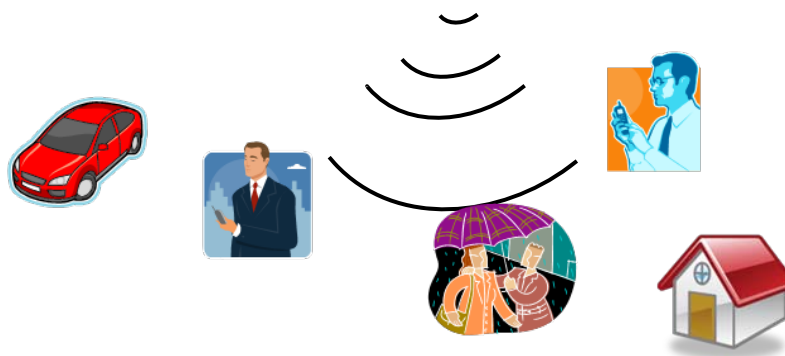


支配する放送局等と支配される放送局の放送対象地域について、

- 重複する場合・・・10%
- 重複しない場合・・・20%

○ 外国人等の出資・・・20%

マルチメディア放送事業者





これまでの「放送」は、参入の規律として、①放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための基準（「放送局に係る表現の自由享有基準」をいい、従来の「マスメディア集中排除原則」がこれに当たる。）、②外資規制といった出資規律を課しているが、マルチメディア放送については、どのように取り扱うか。

【① 表現の自由享有基準】

地方ブロック向け	全国向け
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方ブロック向けは将来的には現在のラジオと同等の社会的影響力を有することが考えられること、全国向けは携帯電話端末の普及状況等から相当の潜在的な社会的影響力を発揮できると考えられること等から、<u>一定の規律の適用が必要でないか。</u></li> <li>規律の内容としては、新たなメディアであること等を勘案して、<u>既存の放送事業者との間の出資比率の上限を、原則として、例えば、1/3～1/2程度とすることが考えられるのではないか。</u></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方ブロック向け放送の円滑な実現のため、<u>地方ブロック間の連携等を原則自由とするべき（又は前提とするべき）ではないか。</u></li> </ul>	

【② 外資規制】

地方ブロック向け	全国向け
<ul style="list-style-type: none"> <li>電波利用の国内優先の考え方、「放送」の持つ社会的影響力等から、<u>現在と同様の外資規制は必要ではないか。</u></li> </ul>	

【③ 携帯電話事業者との関係】

	地方ブロック向け	全国向け
携帯電話事業者との関係	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実上、携帯電話のデータサービスの下り回線的なビジネスモデルが想定されているが、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一 一の携帯電話事業者のみが利益を得ることとならないよう、</li> <li>一 一の携帯電話事業者による出資を一定の範囲とすることも考えられるのではないか。</li> <li>一 複数の携帯電話事業者や、多くの業種が出資している者を優先することも考えられるのではないか。</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>マルチメディア「放送」サービスは、携帯電話のサービスとは異なるものであるため、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一 一の携帯電話事業者による出資を制限する必要はないのではないか。</li> </ul> </li> </ul>

参入の前提として、どのようなサービス上の相違を設けるか。

	地方ブロック向け	全国向け
サービスの定義 (ビジネスモデル)	① 「映像」「音声」「データ」／「リアルタイム」「ダウンロード」の放送を自由に組み合わせることを可能とする（事業者の自主性に委ねる）。	
	② ラジオに準じて、すべてのチャンネルが「データ」や「ダウンロード」とならず、 <u>最低でもそのハードプラットフォーム上で「音声放送」があることを確保する。</u>	② すべてのチャンネルが「データ」や「ダウンロード」とならず、 <u>最低でもそのハードプラットフォーム上で「映像放送」があることを確保する。</u>



いずれにしても、「視聴者に分かりやすいこと」、「(技術の進展等に対処できる)柔軟性を確保すること」が必要ではないか。

(参考1) 現在の各放送の定義	伝送する情報		
	「瞬間的映像」 ⇒テレビ映像	「音響」	「映像又は信号」 簡易動画      その他
テレビジョン放送	SD・HDの放送部分	(「瞬間的映像」に伴う音響のみ伝送可能) ワンセグ放送部分 (「(簡易動画等の)映像」に伴う音響のみ伝送可能)	文字放送等の部分
音声放送 (ラジオ)	超短波(FM)	音声のみの放送部分 (デジタルラジオの)簡易動画付き放送部分	文字放送等の部分
	中波(AM) ・短波	音声のみの放送部分	
データ放送			文字放送等の部分

伝送が義務づけられる部分

任意で伝送する部分

	伝送する情報			
	「瞬間的映像」 ⇒SD・HD形式の映像	「音響」	「映像又は信号」	
			簡易動画	その他
マルチメディア放送		音声のみの放送部分	文字放送・ダウンロード放送等の部分	
		簡易動画付き放送部分		

※ いずれの「部分」の伝送を義務づけることが必要か。

(注) 今回割り当てる周波数は、周波数割当計画において「テレビジョン放送以外の放送」に割り当てることとされている。

(参考2) 現在のテレビジョン放送等の定義

テレビジョン放送		静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の映像(音声その他の音響を伴うものを含む。))又は信号を併せ送るものを含む。) 【放送法第2条第2号の5】
音声放送 (ラジオ)	超短波放送(FM)	30MHzを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の映像又は信号を併せ送るものを含む。)であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないもの 【放送法第2条第2号の4】
	中波放送(AM)	526.5kHzから1606.5kHzまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送 【放送法第2条第2号の3】
	短波放送(LF)	3MHzから30MHzまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送 【電波法施行規則第2条第1項第24号の2】
データ放送		2値のデジタル情報を送る放送であつて、超短波放送及びテレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないもの 【電波法施行規則第2条第1項第28号の4】

## その他の参入規律について②

マルチメディア放送の参入について、視聴者の保護や一定の公共性の確保の観点から新たに課すべき規律はあるか。また、それは、どのように確保することが適当か。

	地方ブロック向け	全国向け
「放送の普及」に関する規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ワンセグ」以外の携帯端末に向けた必要最低限の情報提供手段の確保等の観点から、有料放送を前提とする事業者であっても、<u>一定の無料放送の実現を期待できる枠組みとすべき</u>ではないか。</li> </ul>	
コンテンツに関する規律		
サイマル放送(同時再送信)の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディアとしての新規性等を勘案し、サイマル放送について、一定の制約を課すことが必要。</li> </ul>	
特定の放送の実現		<ul style="list-style-type: none"> <li><u>一定の公共性を確保</u>するため、①地方情報の全国発信、②外国人向けの放送サービス等の実現、③ソフト制作会社への外注枠の設定等を期待できる枠組みとすべきではないか。(「地方ブロック向け」についての適用も考えられる)</li> </ul>

## ⑤—2

### 「制度の検討」

#### イ 事業の規律

---

# 番組規律の在り方(総論)

現在の放送は、その放送番組の適正性の確保のため放送番組に関連した規律があるが、マルチメディア放送については、どのような規律を採用すべきか。

規律(放送法の条文)	地方ブロック向け	全国向け
<b>番組準則(§3の2Ⅰ、44Ⅰ)</b> ⇒ ①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的公平であること、③報道は事実をまげないこと、④意見が対立する問題は、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること等 国内放送の放送番組の編集に当たっての義務。		○
<b>教育番組教育課程基準準拠(§3の2Ⅲ)</b> ⇒ 学校向けの教育番組は、その内容が教育課程の基準に準拠するようにする義務		○
<b>番組基準の策定(§3の3)</b> ⇒ 放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をする義務		○
<b>放送番組審議機関(§3の4、51Ⅰ)</b> ⇒ 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置く義務		○
<b>訂正放送等(§4)</b> ⇒ 真実でない放送により権利侵害を受けた者から請求があった場合等に、遅滞なくその真偽を調査し、虚偽の場合には訂正・取消放送を行う義務。		○
<b>放送番組の保存(§5)</b> ⇒ 放送番組を放送後3か月間は保存しなければならない義務		○
<b>災害放送(§6の2)</b> ⇒ 国内放送を行うに当たり、暴風・豪雨・洪水・地震・大規模火事等の災害した(するおそれがある)場合、その発生の予防又は被害の軽減のために役立つ放送をするようにする義務	○ (「県域放送」レベルの災害放送が求められるべきではないか。)	× (「全国向け」については、事業者の判断に委ねるべきではないか。)
<b>広告放送の識別のための措置(§51の2)</b> ⇒ 対価を得て広告放送を行う場合、広告であることが明らかに識別できるようにする義務		○
<b>候補者放送(§52)</b> ⇒ 選挙の候補者に政見放送等をさせた場合、その選挙の他の候補者から請求があった場合には、同等の条件で放送させる義務		○
<b>学校向けの放送における広告の制限(§52の2)</b> ⇒ 学校向けの放送番組を放送する場合、学校教育の妨げになると認められる広告をその放送に含めてはならない義務		○

※ これらの規律のほか、テレビジョン放送に係る規律として、「番組調和原則」(§3の2Ⅱ)と「解説番組・字幕放送」(§3の2Ⅳ)がある。

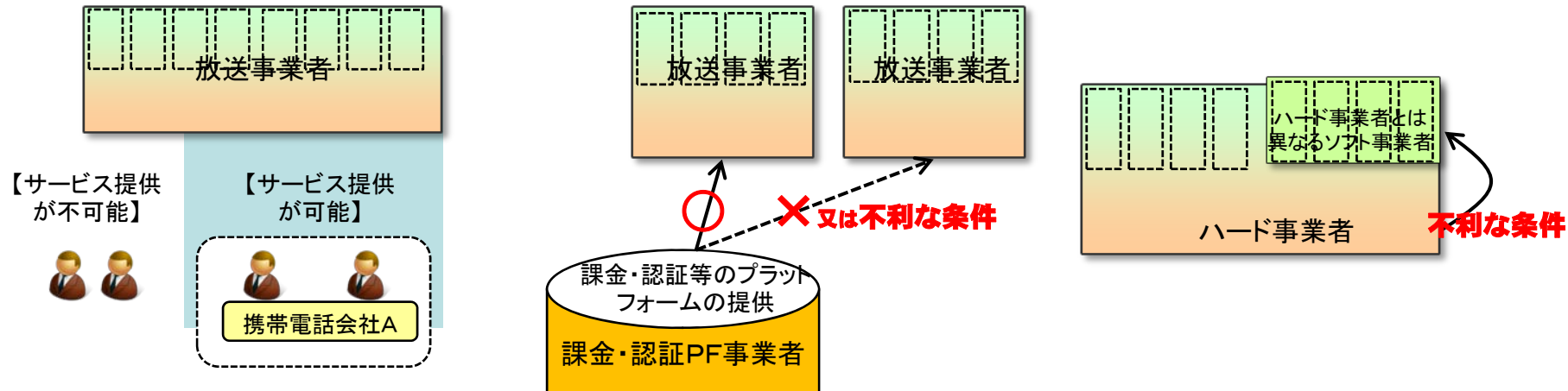
「マルチメディア放送」は、

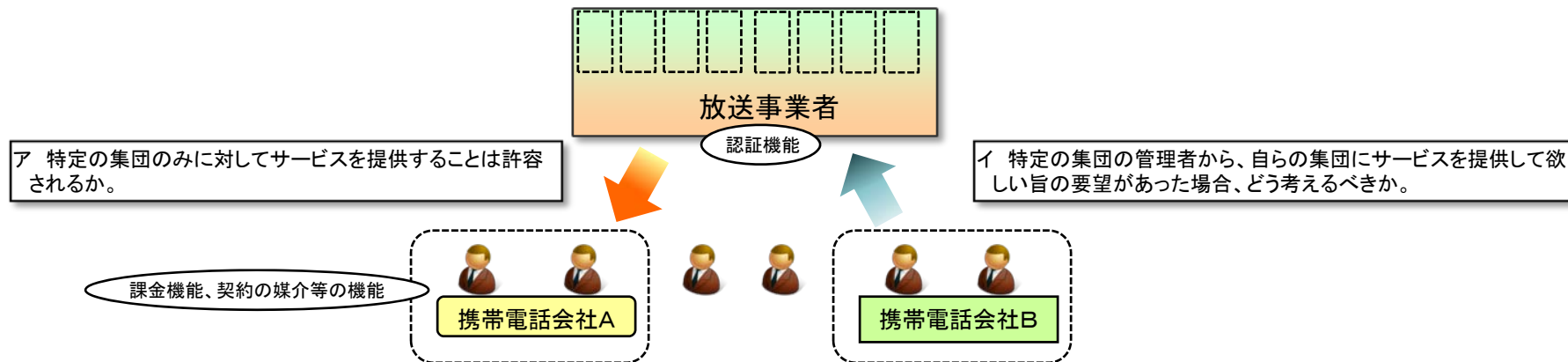
- ① 携帯端末向けの放送であり、主として携帯電話端末に対してサービスを提供することも考えられること、
  - ② 有料放送を前提とする放送であり、それを行う際には課金・認証プラットフォーム機能が必須であること、
- といった特徴を有している。

こうしたことを念頭において、視聴者の利益保護、ソフト事業者間の公正な競争の確保、携帯電話事業者間の公正な競争の確保のため、今後の携帯電話に係る市場構造の変化等も視野に入れつつ、必要と考えられる事業規律を検討するべきではないか。

## <論点>

	① 放送サービスの提供の在り方	② 課金・認証等サービスの提供の在り方	③ チャンネルリース業務の在り方
	「ソフト事業者 (=放送事業者)」 ↓ 「利用者」	「課金・認証プラットフォーム事業者」 ↓ 「ソフト事業者 (=放送事業者)」	「ハード事業者」 ↓ 「ソフト事業者 (=放送事業者)」
問題意識	・ 広く放送サービスを提供する必要があるか。 (特定の携帯電話会社専用のサービスとすることは認められるか。)	・ ソフト事業者間で、「課金・認証等のプラットフォームの調達」の公平性を確保する必要があるか。	・ ソフト事業者間で、「チャンネル調達」の公平性等を確保する必要があるか。





ア 有料放送サービスの提供相手を、特定の携帯電話会社の利用者のみとすること（例えば、携帯電話会社Aの利用者のみをサービス提供の相手方とすること）（＝特定の携帯電話会社用のサービスとすること）は認められるか。

【認められない】合理的な理由がない限り、特定の携帯電話会社の利用者（例えば、携帯電話会社Aの利用者）であるか否かを問わずに、広くサービスの享受が可能となるようにすることが必要なのではないか。

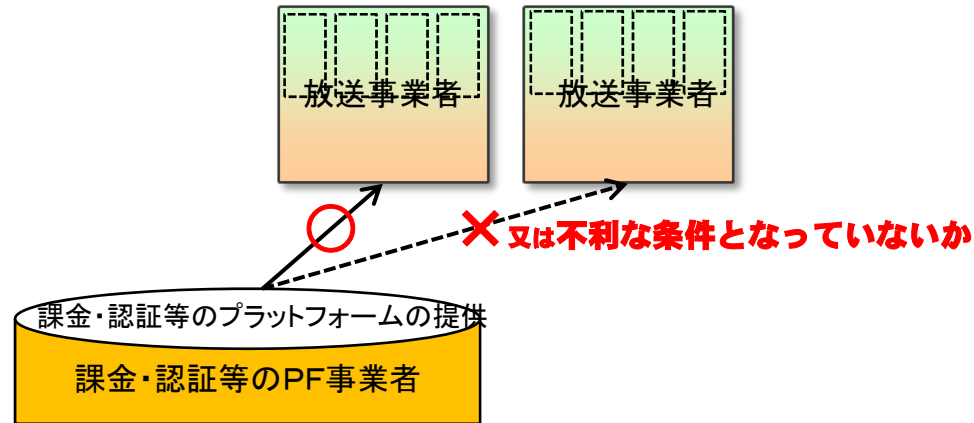
【認められる】「認証・課金」に関する経営判断の結果であり、許容されるべきではないか。

イ 有料放送サービスの提供相手に関して、特定の携帯電話会社が、その利用者において放送サービスの提供が受けられる環境を整備したい旨の要望があった場合（例えば、携帯電話会社Bから自らの利用者にサービスを提供してほしい旨の要望があった場合）、それを受け入れる必要があるか。

【受け入れる必要がある】合理的な理由がない限り、受け入れるべきではないか。その際には、携帯電話会社ごとに、差別的な扱いをすることは禁止されるべきではないか。

【受け入れる必要はない】サービス提供に関する経営判断の結果であり、受け入れる必要はないのではないか。





放送事業者（＝ソフト事業者）間で、「課金・認証等のプラットフォームの調達」の公平性を確保する必要があるか。

【「課金」「認証」等の機能ごとの公正性の確保の必要性について検討すべき】

実際に想定される「課金・認証等のプラットフォーム」を個々に切り分けた上で検討を行い、公正な競争条件を確保するために必要であれば検討すべき。

【一切確保する必要はない】

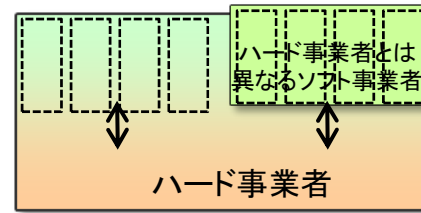
放送事業者間の競争に委ねるべきであり、一切確保する必要はない。

<参考>

現行の放送法においては、

「有料放送の役務に関し、

- ① 契約の締結の媒介、取次又は代理を行うとともに、（＝契約の媒介等の機能）
  - ② 当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務」（＝認証機能）
- を、一定の数以上の有料放送事業者のために行う者に対しては、その業務の適正かつ確実な運営を確保するための規律が規定されている。



**ハード事業者が自ら使用する条件と比べて不利な条件となっていないか**

(例)

- ・ チャンネルの提供条件
- ・ 課金・認証機能等の提供条件
- ・ その他

ハード事業者が、ソフト事業者（放送事業者）にチャンネルリースを行う際には、ソフト事業者間で「チャンネル調達等の公平性」を確保する必要があるか。

⇒ ハード事業者からチャンネルを調達するソフト事業者が不利な条件を強いられることにより、ソフト事業者間の競争が阻害され、ひいては視聴者の利益を害することとなるため、ソフト事業者間の公正な競争が確保されるような規律を検討する必要があるのではないか。

具体的には、

- ・ ハード事業者により提供されるチャンネルの使用の条件
  - ・ ハード事業者により提供される課金・認証等の機能の使用の条件
- 等が考えられるのではないか。

こうした規律は、特に「ハードソフトを完全分離しない形態」での参入を許容する場合には特に留意すべきではないか。

<参考>

現行の放送法は、受委託制度（衛星放送に導入されている制度で、衛星を運用して委託放送事業者から委託により放送をする者を「受託放送事業者」（＝ハード事業者）と、受託放送事業者に委託して放送させる者を「委託放送事業者」（＝ソフト事業者）とするもの）において、受託放送事業者は、委託放送事業者の委託により放送番組を放送する役務の提供条件について、

- ・ あらかじめ提供条件を定めて、総務大臣に届け出る義務を課すとともに、
- ・ 総務大臣は、その内容について、
  - － 差別的取扱いをすること
  - － 責任に関する事項を明確にしていないこと
  - － 不当な義務を課すものであること

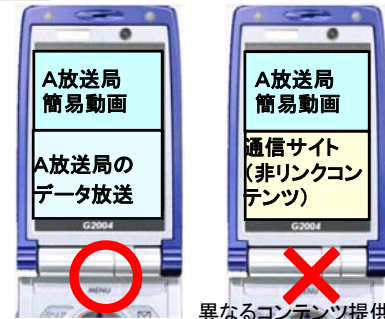
に該当する場合には、変更命令ができることとされている。

○ 「マルチメディア放送」については、携帯端末の画面に、番組規律のある「放送」と、規律のない「通信」がシームレスに表示されることとなるが、視聴者保護の観点から、何らかの措置が必要と考えるか。

例えば、現在、ワンセグについては、「放送サービス」と「通信サービス」が明確に切り分けられるよう、ARIBの規格により、一定の自主的な規律が課されているが、こうした措置は個別の放送局ブランドの維持や視聴者の混乱回避に寄与しているとも考えられるが、どうか。

## ワンセグ放送の画面表示についての運用規定

- ARIBの運用規定であるTR（技術資料）において、「混在表示禁止の原則」等を規定。
    - ⇒ 異なる複数の提供者からのコンテンツを画面に表示する場合、視聴者にあたかも一のワンセグ放送事業者が全てのコンテンツを提供しているかのような誤解を与えないために、
      - ・ 異なる複数の提供者からのコンテンツをあたかも同一のごとく視聴者に誤解を招くように表示（＝「混在表示」）することを禁止
      - ・ 放送コンテンツの提示中に放送事業者以外の提供するコンテンツを起動するときは、「混在表示」となることを避けるため、放送画面を消し、当該コンテンツを全画面に表示することを推奨。
- 等について規定。



同一のコンテンツ提供者(放送局)から提供は可。

異なるコンテンツ提供者から提供されるコンテンツが同時表示される「混在表示」機能を搭載を禁止。



ブラウザ切り替え

「マルチメディア放送」における「放送」と「通信」の混在について、視聴者が混乱すること等がないよう、まずは関係の事業者が必要に応じ、何らかの措置を講ずることが求められるのではないかと。

### 端末の普及の施策

- マルチメディア放送を普及させるためには、「端末の普及」は不可欠であるが、
  - ・ 「全国向け」放送は、携帯電話への情報伝送サービスとしての位置づけが想定されているため相当の端末の普及が見込まれるほか、携帯端末向けとして有利なV-HIGHを使用するものである一方、
  - ・ 「地方ブロック向け」放送は、携帯端末向けとして不利なV-LOWを使用するもの。
- こうしたことを踏まえ、特に「地方ブロック向け」放送のための端末については、その普及のために、何らかの措置を講ずるべきではないか。

例えば、端末の普及について、

- ① 地方ブロック向け事業者に一定の義務を課す（携帯会社への働きかけを含め、普及への取り組みを免許等で確保）、
- ② 政府が何らかの施策を講ずる（関連事業者への周知等）、
- ③ 「地方ブロック向け」放送に代わり有利な周波数を割り当てられる「全国向け」放送の事業者に対し何らかの役割を期待すること、等が考えられるのではないか。